

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

不動産を相続したら かならず相続登記！ ～令和6年4月1日から義務化～

不動産に関するルールが大きく変わりました

● 相続登記の義務化(令和6年4月1日～)

- ✓ 不動産を相続したことを知った日から **3年以内の相続登記**が義務になりました

令和9年3月末までの登記が必要です

- ✓ **令和6年3月以前の相続**についても義務の対象です
- ✓ 登録免許税が免税となる場合があります(～令和9年3月末)

● 住所・名前の変更登記の義務化(令和8年4月1日～)

- ✓ 登記簿上の所有者の住所・名前を変更した日から **2年以内の変更登記**が義務になりました

個人も法人も対象です

- ✓ **令和8年3月以前の変更**についても義務の対象です
- ✓ 事前に法務局に申出手続(検索用情報の申出)をしておけば、その後は定期的に法務局で住所・名前の変更登記をするサービス「**スマート変更登記**」がご利用いただけます(令和8年4月～)

申出手続はかんたん・便利なインターネットでの手続きがおすすめです(無料・受付中)

名古屋法務局
HP



相続・遺言に関する
手続のご案内



検索用情報の
申出方法

相続登記の手続についてご案内しています

予約制

専門家に詳しく相談したい方向け

● 名古屋法務局・愛知県司法書士会 無料登記相談所(対面)

場所：本局不動産登記部門・春日井支局・津島支局・一宮支局・半田支局・刈谷支局

日時：名古屋法務局HPを
ご覧ください

予約方法→



● 司法書士会・土地家屋調査士会の 相談窓口

相続登記や遺産分割協議
が必要な方、遺産相続で
お悩みの方はこちら→

✓ 相続した建物が登記され
ていなかった場合や、土
地の分筆・境界について
お悩みの方はこちら→



愛知県司法書士会
総合相談センター



愛知県土地家屋
調査士会
各種ご相談

自分で申請書類を作成したい方向け

● 登記手続案内(対面・電話・ウェブ)

場所：本局不動産登記部門・支局・出張所

日時：平日9時～12時
13時～16時

(閉庁日を除く)

予約方法→



**登記手続案内のご利用時間
は1回20分以内**です。
登記手続についてあらかじ
めこちらのページをご確認
の上、ご利用ください。



不動産を相続
した方へ

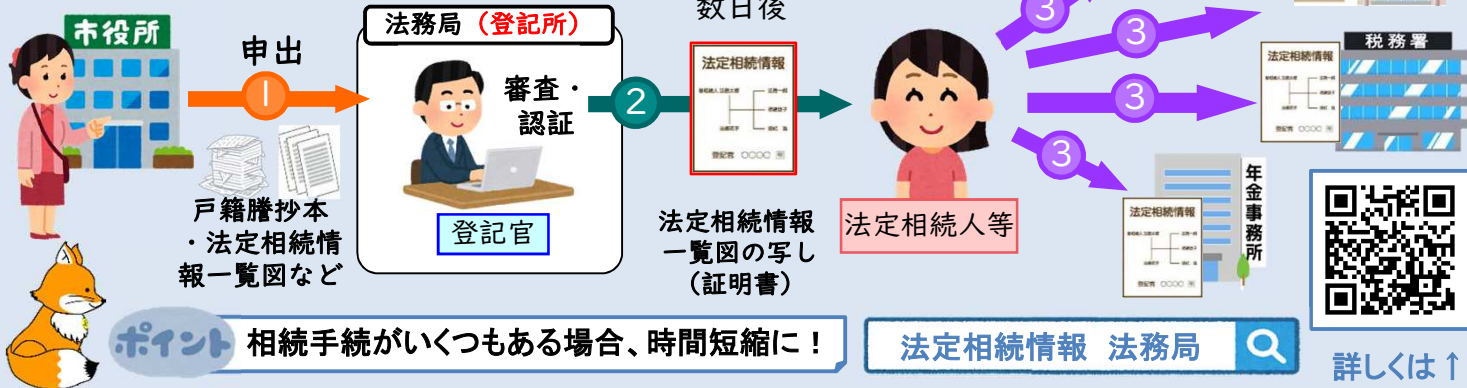


相続手続をより便利に！法定相続人の一覧図を証明します

● 法定相続情報証明制度

死亡後

- 必要な書類を集める
- 法定相続一覧図を作成する

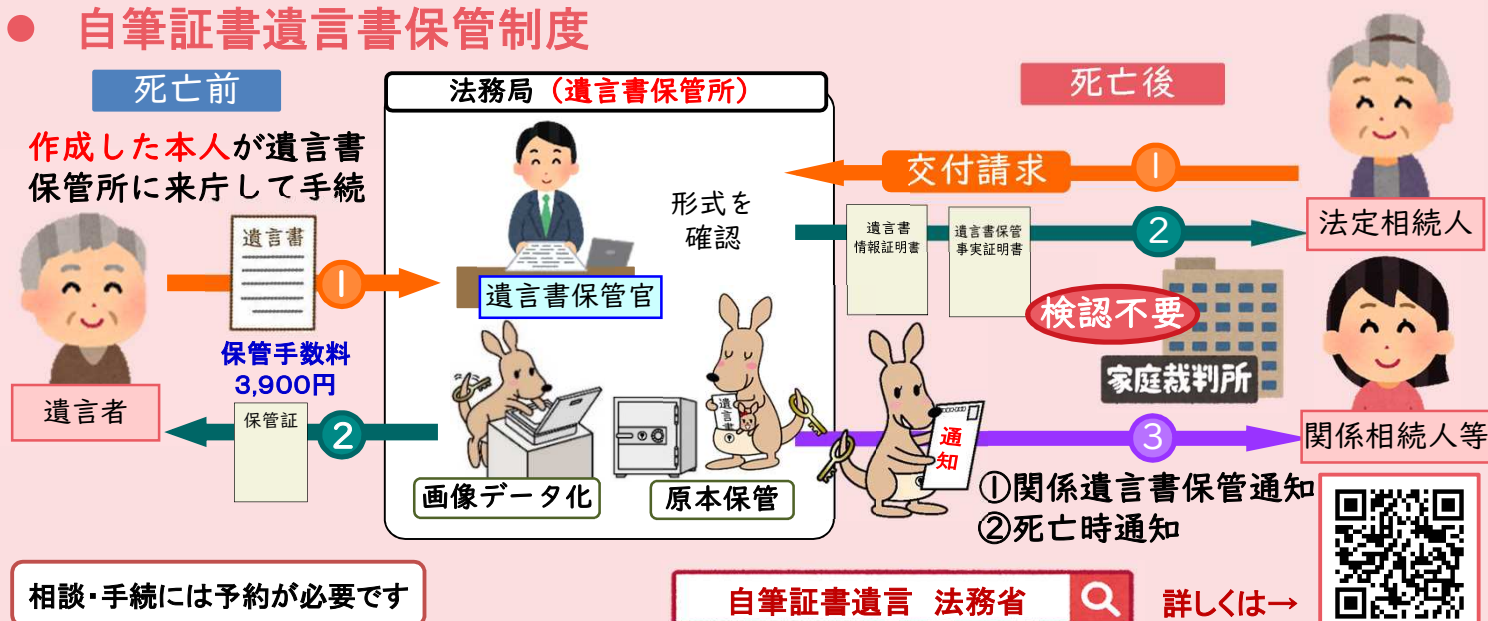


あなたが自筆で作成した遺言書を法務局で保管します

● 自筆証書遺言書保管制度

死亡前

作成した本人が遺言書保管所に来庁して手続



相続した土地を手放すための制度が始まりました

● 相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日～）

相談には予約が必要です

① 承認申請

② 要件審査・承認

③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

④

国庫帰属



※ 審査手数料の納付も必要



重要! 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例)
- 建物や障害物のある土地
 - 土壌が汚染されている土地
 - 権利などで争いのある土地など....

詳しくは→

相続土地国庫帰属制度

